

職員団体の登録事項の変更に係る手続について

宮城県人事委員会の登録を受けた職員団体は、登録事項（規約・役員・事務所所在地）に変更があった場合又は職員団体が解散した場合に、宮城県人事委員会への届出が必要となります。届出に際して提出が必要な書類は次のとおりです。

届出を要する場合	提出が必要な書類		
	I 届出書（共通）	II 手続証明書	III 添付書類
規約の変更	職員団体登録事項変更届 （解散） （様式第7号）	規約採択証明書 （様式第2号）	・ 改正後の規約 ・ 規約の新旧対照表
役員の改選※1		役員選出証明書 （様式第3号）	・ 改選後の役員名簿 （様式第1号の表1）
事務所所在地の変更※2		議案採択証明書 （様式第4号） 規約採択証明書※2 （様式第2号）	・ 変更後の事務所所在地表 （様式第1号の表2） ・ 改正後の規約※2 ・ 規約の新旧対照表※2
職員団体の解散		議案採択証明書 （様式第4号）	

※1 役員については、各団体の規約で定める任期が満了する毎に改選の手続が必要です。改選の結果、旧役員の全員が再選された場合であっても、全ての役員について届出をしてください。

※2 主たる事務所の所在地は、規約における必要的記載事項です。主たる事務所の所在地を変更等について、規約の変更を伴う場合は、「規約採択証明書（様式第2号）」「改正後の規約」「規約の新旧対照表」が必要です。

＜留意事項＞

- 役員改選には投票者の過半数の賛成が、その他の重要な行為（規約の変更等）には全構成員の過半数の賛成が必要です。また、これらの決定に当たっては、全構成員が平等に参加可能な直接かつ秘密の選挙によらなければなりません（委任状による委任投票や、挙手・起立による賛否の決定等は認められません。）。
- 登録事項に変更があった場合には、変更が生じた日から 10 日以内に、変更の届出を宮城県人事委員会に提出しなければなりません。提出書類はそれぞれ正副 2 通提出するとともに、提出に当たっては、内容に関する照会ができるよう、登録事務担当者の氏名と、確実に連絡可能な電話番号・FAX 番号・メールアドレスを必ず記載してください。
- 登録事項の変更に係る届出が適切になされなかった場合又は登録の要件に適合しない事実があった場合は、地方公務員法第 53 条第 6 項の規定により、職員団体の登録の効力を停止し、又は登録を取り消す場合があります。
- 各手続に関する詳細については、別添「職員団体登録の手引」も参考にしてください。手引は、宮城県人事委員会事務局ホームページにも掲載しています。

【掲載場所】

宮城県トップページ > 組織からさがす > 人事委員会 > 人事委員会事務局 > 職員団体の登録
URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zinziinkai/syokuindantai.html>

※ 職員団体の登録事務に係る各様式への押印は不要です。